

東京富士大学「富士論叢」投稿規程

昭和27年4月1日
令和4年7月1日改正

第1条 投稿者は、原則として本学教職員(専任・兼任)とする。

第2条 掲載を希望する原稿は、国内及び海外において未刊行のものに限る。ただし、学会発表抄録や科研費等の研究報告書はその限りではない。

第3条 掲載された論文等の著作権は、著作者に帰属する。

第4条 掲載を希望する原稿は、「富士論叢執筆要項」に即したものでなければならない。

第5条 富士論叢に掲載することができる原稿の種類は以下の通りとする。

第1号 原著論文

第2号 研究ノート

第3号 事業報告(研究、教育、社会活動等に関する報告)

第4号 書評

第5号 エッセイ

第6条 原稿の種類は、投稿者が投稿時に申し出るものとする。

2項 原稿の種類について、図書紀要委員会(以下、委員会)は、投稿者に対して、その変更を求めることができる。

第7条 掲載を希望する原稿は、日本語あるいは英語で執筆されたものとする。なお、英文の場合、投稿者は、原則として、投稿前に、ネイティブ・チェックを行い、その旨を投稿時に委員会に報告する。

第8条 投稿者は、著作者として、掲載を希望する原稿が、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

第9条 掲載された論文等に関する著作権法上の問題および学術上の問題についての責任は、著作者がこれを負う。

2項 掲載を希望する原稿について、著作権法上の問題および学術上の問題に係る疑義が生じた場合、疑義が解消するまで当該原稿は掲載しない。

第 10 条 原稿料は支払わない。

第 11 条 掲載された論文等の著作者は、当該論文等に関する複製及び公衆送信を委員会に対して許諾したものとみなす。

2 項 委員会は、富士論叢に掲載された論文等について、第一次刊行権を有する。

第 12 条 「富士論叢」査読規程 2 条に基づき査読を委嘱した査読者には、査読料を支払う。査読料は別に定める。

第 13 条 本規程の改正は、委員会の承認を必要とする。